

## 岡山県備中県民局県税窓口収納金等警備輸送業務仕様書

岡山県備中県民局税務部における県税窓口収納金等警備輸送業務については、この仕様書により実施するものとする。

### 1 委託業務の名称

令和8年度岡山県備中県民局県税窓口収納金等警備輸送業務

### 2 委託業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

### 3 委託業務の内容

岡山県備中県民局税務部（倉敷市羽島1083）（以下「甲」という。）と株式会社中国銀行倉敷支店（倉敷市白楽町257-1）（以下「丙」という。）間における現金、有価証券及び文書（以下「現金等」という。）、約束手形及び受託証券整理簿（以下「約束手形等」という。）の警備輸送（以下「警送」という。）に係る業務

#### （1）現金等の警送業務

ア 甲は、警送する現金等をカバンに収納し、カバンを施錠する。

イ 受託業者（以下「乙」という。）は、警送当日の午前10時以降、甲まで出向き、上記アのカバンを甲から受け取る。受け取りの際、甲の立会いのもとに、乙はカバンの施錠及び外装異常の有無を確認し、甲乙双方が授受簿に押印する。

ウ 乙は、甲から受け取ったカバンを当日午後3時までに丙の1番窓口を持参する。引き渡すときは、丙の立会いのもとに、乙はカバンの施錠及び外装異常の有無を確認し、乙丙双方が授受簿に押印する。

#### （2）約束手形等の警送業務

ア 甲は、約束手形等を警送する日の前日正午までに、警送の実施について乙へ電話で連絡する。

イ 乙は、警送当日の午前10時以降、甲まで出向き、約束手形等を甲から受け取る。受け取りの際、乙は約束手形等を確認し、甲乙双方が授受簿に押印する。

ウ 乙は、甲から受け取った約束手形等を当日午後3時までに丙の1番窓口を持参し、丙へ処理を依頼する。乙は、丙の処理が終了するまで待機し、丙から受託証券整理簿の返却を受ける。乙は、同整理簿を乙の事業所に持ち帰り、甲に返却するまでの間、毀損しないよう安全に保管する。

エ 乙は、翌日の（1）の警送業務の実施の際、同整理簿を甲へ返却し、甲乙双方が授受簿に押印する。

#### 4 委託業務に従事する者

乙は、警送車両の運転員及び補助員（以下「運転員等」という。）を任命するに当たり、責任感が強く誠実で健康な者2人を充て、運転員等のいずれか1人は、貴重品運搬業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格員とする。

#### 5 警送を実施する日等

- (1) 現金等の警送業務については、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に定める県の休日を除き、毎日実施する。ただし、甲が、運行の中止を警送前日の17時までに乙に通知した場合は運行を中止するものとする。
- (2) 約束手形等の警送業務は、毎月1回程度、前項を実施する日に併せて実施する。
- (3) 警送業務については、運行日の午前10時から午後2時までの間で、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。
- (4) 甲は、災害又は自然災害等により運行が不可能と判断した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

#### 6 契約時の提出書類

乙は、契約後速やかに運転員等の名簿、輸送車両名簿（登録番号、車種名等）、自動車保険並びに盗難等に対する賠償責任保険の加入状況及び運転員等の名簿に記載された従事員が乙の従業員であることを証明する書類（本人の写真が貼付された社員証等）を作成し、甲に提出するものとする。

なお、運転員等及び輸送車両に変更があるときは、速やかに、甲に通知しなければならない。

#### 7 業務実施の確認

- (1) 甲は、乙が実施した業務で、仕様書等に適合していないと認めるときは、その業務の手直し及び改善を命ずることができるものとする。
- (2) 業務を実施するに当たって本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、甲の決定により業務を遂行する。

#### 8 輸送車両の仕様

乙は、業務の遂行に当たり、貴重品運搬警備業務用車両として必要な構造及び装備を備えた車両を使用しなければならない。

#### 9 その他

- (1) 本委託業務に関して乙が甲又は丙に損害を与えた場合は、乙はその生じた損害を速やかに賠償しなければならない。

- (2) 前項の場合を除くほか、乙は、委託業務の実施に当たって甲または第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任においてその損害を賠償するものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、この限りでない。
- (3) あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合を除き、この業務の全部又は一部を他に委託してはならない。
- (4) 乙は、警送車両の運転員等に対して安全運転教育を行わなければならない。
- (5) 乙は、運転員等の規律等に関して、一切の責任を負うものとする。
- (6) 乙は、業務に従事している間に知り得た事実を他に漏らしてはならない。